

山元町公告 第15号

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画変更（案）を次により縦覧に供する。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画変更（案）について、当町に意見書を提出することができる。

令和7年9月8日

山元町長 橋 元 伸



1 地域計画変更（案）の縦覧期間

令和7年 9月 8日から

令和7年 9月22日まで

2 地域計画（案）の縦覧場所

山元町役場 産業観光課 山元町浅生原字作田山32番地

山元町ホームページ

3 意見書の提出方法等

意見書は、日本語に限り、郵送またはメールによる提出とする。意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

なお、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告する。